神奈川県立相模湖漕艇場 管理運営業務の内容及び基準

令和3年4月 神奈川県スポーツ局スポーツ課

目 次

1	Z	基本	方金	 	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	į	施設	没ひ	『設備の維持管理に関する業務											
	(1)	保	守管	理業務	•	•	•	•	•	•		•	•		1
	(2)	保	安警	₹備業務	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	(3)	留	意事	·項	•	•	•	•			•		•		3
3	į	施設	の選	運営に関する業務											
	(1)	開	場日	及び開場時間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	(2)	施	設及	び設備の貸出し	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	(3)	利	用の)承認	•	•	•	•		•	•		•	•	3
	(4)	利	用承	は認の取消し等	•	•	•	•			•		•		4
	(5)	施	設の)利用調整に関する業務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(6)	施	設の	利用案内に関する業務	•	•	•	•		•	•		•	•	4
	(7)	コ	ース	、管理に関する業務	•	•	•	•		•	•		•	•	4
4	1	施設	の効	h果的・効率的運営に資するために必要な業務	Ç										
	(1)	事	業計	一画、人員配置計画及び収支計画の作成	•	•	•	•		•	•		•	•	4
	(2)	業	務日	Ⅰ報の作成	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(3)	月	例業	務報告書の作成	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
	(4)	利	用者	「満足度調査の実施	•	•	•	•	•		•	•	•		4
	(5)	利	用紡	E 🗂		•	•	•	•		•	•	•		5
	(6)	実	績報	8告書の作成	•	•	•	•	•			•	•		5
5	7	利用	料金	の徴収に関する業務											
	(1)	利	用料	∳金の徴収		•	•	•	•		•	•	•		5
	(2)	利	用料	∤金の額の決定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(3)	利	用料	↓金の減免	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(4)	利	用料	∤金の不還付の決定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
6	Ī	調査	及び	《監査等											
	(1)	調	查及	び監査等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
7	2	その	他留	7意事項											
	(1)	関	係機	養関への届出等		•	•	•	•		•	•	•		5
	(2)	職	員の)配置等		•	•	•					•		6
	(3)	行	政則	産目的外使用許可部分の光熱水費について		•	•	•					•		6
	(4)	留	意事	項		•	•	•					•		6
	(5)	리	継き	•											6

神奈川県立相模湖漕艇場管理運営業務の内容及び基準

相模湖漕艇場の指定管理者の募集は、相模湖公園と一括で行います。 相模湖公園の「管理運営業務の内容及び基準」は別添資料のとおりです。

1 基本方針

神奈川県立相模湖漕艇場条例第3条に定める「ボートの競技等を通じて県民のスポーツの振 興を図る」役割を十分に発揮しうる施設運営を行う。

また、指定管理業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守し、神奈川県立相模湖漕艇場(以 下「漕艇場」という。)の適正な管理運営を行うものとする。

2 施設及び設備の維持管理に関する業務

(1) 保守管理業務

ア 建築物の保守管理

建築物について、外壁、内壁等の状態を監視、維持すること。また、不具合を発見した 場合は、速やかに神奈川県に報告すること。

イ 建築設備の保守管理

建築設備等について、各種法令に基づく管理責任者を設置し、次の日常点検、法定点検、 定期点検及び清掃等を行い、状態、性能を維持するとともに、必要に応じてその他の点検 等を行うこと。また、不具合を発見した場合は、速やかに神奈川県に報告すること。

(7) 検査、点検、法定点検等保守管理

a 簡易専用水道検査 年1回 b 消防設備点検(外観点検・機能点検及び総合点検) 年2回	
b 消防設備点検(外観点検・機能点検及び総合点検) 年2回	
c エレベーター保守点検 月1回	
d 電気工作物保守点検 月1回	
e 電気設備定期精密点検 年1回	
f 空調機器保守点検 年1回	
g 自動ドア保守点検 年4回	
h 受水槽点検 年1回	
i 競技艇メンテナンス 年1回り	以上
j コース用ロープ・ブイの設置・撤収及びメンテナンス 随時	
k 建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく定期点検業務	
昇降機及び昇降機以外の建築設備の点検(法第 12 条 2 項) 年 1 回	
敷地及び構造の点検(法 12 条 4 項) 3年に1回	
清掃	

a	フロア清掃	年2回
b	カーペット等清掃	年2回
С	床ワックス掛け、石床洗浄	年1回
d	窓ふき清掃	年2回
e	受水槽清掃	年1回
f	害虫駆除	年2回

g 日常清掃

・外部公衆トイレ清掃

・館内トイレ・シャワー室清掃

随時

随時

ウ 備品等の保守管理業務

(ア) 備品の保守管理

備品管理簿で管理を行うほか、漕艇場の利用者の安全を図るため、備品の日常の維持、 管理を行うこと。

破損、不具合等が発生した場合は、直ちに使用を停止する措置等を行い、神奈川県に 報告を行うこと。

(イ) 消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品の購入、管理を行うこと。また、不 具合等が発生したものは、随時更新を行うこと。

(ウ) 事務備品

備品管理簿で管理を行うほか、施設の運営に支障をきたさないよう事務備品の維持、 管理を行うこと。

破損、不具合等が発生した場合は、神奈川県に報告を行うこと。

(エ) 事務消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品の購入、管理を行うこと。また、不 具合等が発生したものは、随時更新を行うこと。

(オ) 重要物品

重要物品※について、施設の運営に支障をきたさないよう保守点検を行い、破損、不 具合等が生じた場合は、直ちに神奈川県に報告を行うこと。

※価格が100万円以上の物品

(カ) 備品の帰属

備付けの物品や神奈川県が購入し委任した物品については神奈川県に帰属する。 指定管理者が指定期間中に更新又は新たに購入した物品の中で、施設運営の継続のた めに必要と認められるものについては、神奈川県と協議の上、指定管理期間終了後、神 奈川県に無償譲渡するものとする。

(キ) 注意義務

物品の使用及び保管については、善良な管理者の注意義務をもって行うこと。

(1) 処分等

管理備品の処分等については、事前に神奈川県の承認を要する。また、管理物品の処 分等に係る費用については、指定管理者が負担するものとする。

(ケ) 報告

指定管理者は、管理備品について、現在高と照合の上、毎年3月末までに神奈川県に 報告すること。

(2) 保安警備業務

ア 施設内の秩序を維持し、事故、火災等の災害及び破壊等の犯罪の発生を警戒、防止し、 利用者の安全を守るとともに財産の保全を図るため、保安警備を適切に行うこと。

イ 事故、災害及び犯罪等から利用者の安全を図ることができるよう適切な管理体制を整備、 維持すること。

ウ 入退出者等を適切に管理すること。

(3) 留意事項

- ア 点検、清掃等に際しては、利用者の利用の妨げにならないように行うこと。
- イ 原則として、施設内に喫煙場所は設けないこと。
- ウ 公衆電話等を設置する場合は、神奈川県に対して目的外使用許可の申請を行い、許可を 得ること。

3 施設の運営に関する業務

(1) 開場日及び開場時間

ア 開場日

休場日を次のとおりとし、それ以外を開場日とする。ただし、(ア)から(ウ)までにかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、神奈川県の承認を得て、休場日を臨時に変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。この場合、事前に利用者に告知すること。

- (ア) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。)
- (4) 休日の翌日(土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除く。)
- (ウ) 12月29日から翌年の1月3日まで

イ 開場時間

5月1日から9月30日 午前7時から午後7時まで

10月1日から4月30日 午前8時30分から午後5時まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、神奈川県の承認を得て、開場時間を臨時に変更することができる。この場合、事前に利用者に告知すること。

また、業務時間は、原則として開場の30分前から閉場の30分後までとし、開場時間を変更するときは、業務時間も変更することができる。

(2) 施設及び設備の貸出し

指定管理者は、施設及び設備(以下「施設等」という。)の貸出しに際しては、原則として、 利用しようとする者から、利用しようとする日の属する月の前月の初日から利用当日までに、 利用申込みを受けること。

ただし、地方公共団体又は公共的団体が行うスポーツ行事その他の行事で上に定める期間前に施設等の利用の申込みをしなければその開催に支障が生ずるものについては、指定管理者は、当該期間前に利用の申込みを受けること。

(3) 利用の承認

- ア 指定管理者は、条例、規則及び指定管理者が定める規程等に基づき、漕艇場の施設等を 利用しようとする者に対して利用の承認を行う。
- イ 指定管理者は、利用の承認を受けようとする者が条例第13条第2項各号のいずれかに該 当するときは、利用の承認を与えないことができる。
- ウ 指定管理者は、神奈川県暴力団排除条例第11条第2項の規定により、当該施設の利用 が暴力団の利益になると認められるときは、利用の承認を与えないことができる。

(4) 利用承認の取消し等

ア 指定管理者は、利用の承認を受けた者が条例第17条各号のいずれかに該当するときは、 利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

イ 指定管理者は、神奈川県暴力団排除条例第11条第2項の規定により、当該施設の利用 が暴力団の利益になると認められるときは、利用の承認を取り消すことができる。

(5) 施設の利用調整に関する業務

ア 利用調整会議

指定管理者は、利用者の円滑、効率的な利用のため、利用調整会議を設置、開催するなど、漕艇場において開催を予定している各種大会等について、事前に日程の調整を行うこと。

(6) 施設の利用案内に関する業務

ア 指導・助言

指定管理者は、県民が施設を利用する際、必要な指導・助言を行うこと。

イ 受付業務

指定管理者は、受付業務に常時1名以上を配置し、利用者へのサービスに支障のないようにすること。また、安全管理者を常時1名以上配置すること。

ウその他

指定管理者は、利用者からの相談を受け、利用前に十分な打合せを行うとともに、各種利用のための申請書類及び利用の手引き書を作成し、電話による問い合わせや、施設の見学等に対応すること。また、施設内や案内パンフレット等に、指定管理者により管理・運営されている施設であることを表示すること。

(7) コース管理に関する業務

指定管理者は、公益社団法人日本ボート協会公認コース認定規定に基づくB級コースとして適切な維持管理を行うこと。特に荒天時にコースが破損しないよう、取扱いに留意すること。また、1年間のコース管理計画を通常時と台風シーズン時に分けて作成し、県に提出しその承認を得るとともに、その計画に沿ったコースの管理運営を行うこと。

4 施設の効果的・効率的運営に資するために必要な業務

(1) 事業計画、人員配置計画及び収支計画の作成

指定管理者は、次年度の標記計画について神奈川県と調整を行った上、毎年7月末までに 次年度における各計画書を神奈川県に提出し、その承認を得ること。

(2) 業務日報の作成

指定管理者は、管理業務の詳細を記載した業務日報を作成し、管理業務の実施状況を自ら 把握するとともに、神奈川県の求めに応じ閲覧、提出できるよう常備しておくこと。

(3) 月例業務報告書の作成

指定管理者は、業務日報等に基づき、各月ごとの業務状況が確認できるよう月例業務報告 書を作成し、自らの自己評価を加え、翌月10日までに神奈川県に提出すること。

(4) 利用者満足度調査の実施

指定管理者は、利用者へアンケートを毎年実施し、自己評価するとともに、施設運営の改

善を図ること。

(5) 利用統計

利用者数等の集計・分析を行い、神奈川県へ報告するとともに、業務に反映させること。

(6) 実績報告書の作成

指定管理者は、前年度の管理業務の実績報告書を毎年4月末までに作成のうえ、神奈川県 に提出し、その承認を得ること。なお、実績報告書には次の事項を記載すること。

- ア 収入状況
- イ 支出状況
- ウ 利用状況(各月別施設利用者数等)
- 工 利用者満足度調査結果
- 才 業務委託実績報告書

5 利用料金の徴収に関する業務

(1) 利用料金の徴収

ア 利用料金の徴収に当たっては、徴収手続きに関する規程等を定め、適正に取扱うとともに、事故防止に努めること。

イ 利用料金の徴収及び保管については、然るべき責任者を置いて適正な管理を行うこと。

ウ 利用料金は前納とし、指定管理者の収入とする。なお、収納した利用料金は、帳簿等を 作成し、適正に管理しなければならない。

(2) 利用料金の額の決定

利用料金の額は、条例第14条第2項の規定に基づき、条例別表に定める額の範囲内において、神奈川県の承認を得て定めること。

(3) 利用料金の減免

利用料金の減免については、条例第15条の規定に基づき神奈川県の承認を得て定めた基準により、適正かつ公正に行うこと。

(4) 利用料金の不還付の決定

納付された利用料金は還付しない。ただし、災害その他利用の承認を受けた者の責めに帰すことができない理由により施設等を利用することができないと認めたときは、この限りではない。

6 調査及び監査等

(1) 調査及び監査等

県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

7 その他留意事項

(1) 関係機関への届出等

漕艇場の管理運営に関する必要な法令を遵守し、関係機関への届出や手続き等を遺漏なく 行うこと。

(2) 職員の配置等

- ア 労働基準法等関係法令を遵守すること。
- イ 施設の管理運営責任者を常勤雇用で1名以上配置すること。
- ウ 受付業務に必要な適正人数を配置し、利用者へのサービスに支障のないようにすること。
- エ 防火管理者を置くこと。
- オ 施設運営及び施設管理等に従事する者には、スポーツ施設での勤務経験、会計経理の実 務経験を有する者を配置するよう努めること。
- カ 職員は、利用者に対し、備品の適切な取扱いや安全指導が行える者を配置するとともに、応急救護手当に対応できる有資格者(救急救命士等)を配置するよう努めること。

(3) 行政財産目的外使用許可部分の光熱水費について

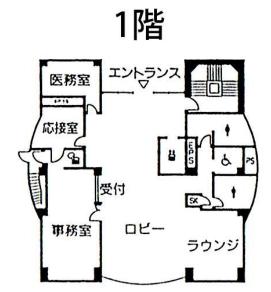
指定管理料に含まれていないため、各使用者に対し、実際にかかった費用を請求すること。 また、請求した費用については、立替収入として県に報告すること。

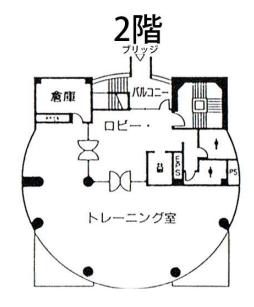
(4) 留意事項

今後、地下1階男女トイレを障がい者用シャワー室へ改修予定(令和4年度以降実施予定)であり、他にも施設の状況に応じて改修工事を実施する可能性があるため、留意すること。

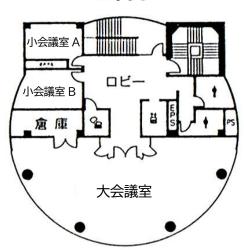
(5) 引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了までに引継書を作成し、次期指定管理者が漕艇場の業務を円滑かつ支障なく遂行できるように、引継ぎを行わなければならない。

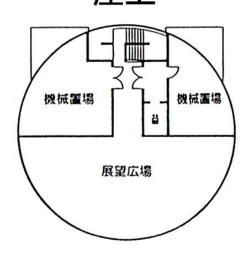




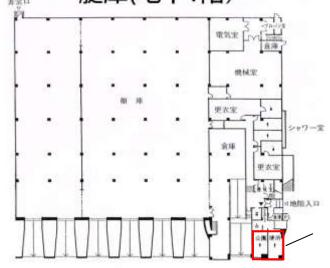
3階



屋上



艇庫(地下1階)



※今後、障がい者用シャワー室へ改修予定 (令和4年度以降実施予定)

施設·設備·備品(貸付物品)一覧表

【施設·設備】

区分	種別	別・名	称	直	面積・構造・規模・型式	ĺ	備 考		
土地	県有	有地		2,	,996.90 m²	設置	許可 (県	立相模湖公	(園)
建物	非ス	木造	本部庁舎	釸	 扶筋コンクリート造				
				2,	,997.00 m²				
			審判塔	釸	失骨造 50.80 ㎡				
工作物									
		ž	細目名		規格・構造		数量	備考	
		県旗	等掲揚塔		鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	l	1	県有地外	
		県旗	等掲揚塔		鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	l	1	"	
		県旗	等掲揚塔		鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	1	11	
		県旗	等掲揚塔		鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	l	1	"	
		県旗	等掲揚塔		鉄製 H=10.5m 太さ17 cm		1	"	
		浄化	槽		浄化そう		2	県有地	
		浄化	槽		コンクリート製 10.5		1	県有地外	
		県旗	等掲揚塔		鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	l	1	<i>II</i>	
		県旗	等掲揚塔		鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	l	1	"	
		県旗	等掲揚塔		鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	l	1	11	
		県旗	等掲揚塔		鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	1	"	
		かこ	٧١		H=1,800		20.00m	県有地	
		電線			電線		228.00m	II .	
		電柱			電柱		1	II .	
		水道			水道設備		1	11	
		下水	設備		下水設備		1	11	
		その	他のもの(個)				1	II.	

【備品】

分 類	品 名	規格	単 価	数量	取得年月日
		ウチタ` RM-471	154, 500	1	Н9. 3. 31
いす類	長いす	ウチタ` RM-472	78, 280	2	Н9. 3. 31
V 9 39	KV 19	ウチタ` RM-476	49, 440	1	Н9. 3. 31
		長椅子	25, 000	1	Н9. 3. 31
	世 ス つ fu	オカムラ 3813ZF	20, 806	1	Н9. 3. 31
	片そで机	ウチタ゛312-0206	21,012	2	Н9. 3. 31
ル類	会議机	ウチタ゛サイト゛スタックテーフ゛ル D-1545	38, 295	15	Н9. 3. 31

	応接テーブル	ウチタ゛センターテーフ゛ル 16 型	42, 230	1	Н9. 3. 31
	金庫	イトーキコ゛ールト゛セーフ	62, 000	1	Н9. 3. 31
	物品棚	ウチダB型棚板6枚	57, 371	2	Н9. 3. 31
箱、戸	更衣ロッカー	ウチダ6列2段	32, 940	4	Н9. 3. 31
だな類	食器戸棚	サンウェーフ゛BM1A-60	34, 000	2	Н9. 3. 31
		880×880×410	21,000	2	Н9. 3. 31
		カリモク YS2203BD	60, 976	1	Н9. 3. 31
	湯沸器	日本イトミック EW-12NIJ	126,000	2	Н9. 3. 31
ちゅう	7,72.4.4.1	サンウェーフ゛BHIS-120L	54, 400	1	Н9. 3. 31
具類	流し台	サンウェーフ゛BHIS-180L	86, 000	1	Н9. 3. 31
事務用機器類	行事予定表	ウチダWB 月行事予定表	51, 191	1	Н9. 3. 31
計測機	艇測定器	カヌー用	52, 100	1	Н9. 3. 31
器類	風向風速計	DML101	209, 475	2	H11. 3. 31
	インバータ発電機	マキタ G250IS	179, 550	1	H24. 7. 4
	チエーンソウ	共立 CS-302	57, 000	1	Н9. 3. 31
	ボイラー	昭和鉄工 SVR-200 CM-W	3, 257, 000	1	Н9. 3. 31
	ホットガン	静岡製機 ホットガン 30RD	59, 325	1	H21.4.1
	巻き取りモーター	ハ [°] ワーマックス	397, 000	1	Н9. 3. 31
		ヤマハ FT9. 9DEH-X	266, 883	1	H18. 9. 28
4-4 364 14≘		ヤマハ FT9.9DWH-X	266, 883	1	H18. 9. 28
諸機械	船外機	ヤマハ F115BETX	1, 382, 400	1	Н31. 2. 19
類		ヤマハ F80FELT	841,050	1	H19. 8. 28
		ヤマハ F50FELT	962, 401	1	H21. 10. 29
		ヤマハ F30BEHT L	595, 320	1	R2. 11. 5
		スズキ DF30AQHL	458, 920	1	R2. 11. 5
		リョーt`WI-200	164, 285	1	Н9. 3. 31
	電動ウインチ	日 立モートルフ [*] ロック (IS-1ET2-48B)	1, 272, 800	1	Н9. 3. 31
	電話機主装置	NEC RX-S	240, 000	1	Н9. 3. 31
	発電器	-	165, 000	1	Н9. 3. 31
		カナディアン	234, 000	2	Н9. 3, 31
		カヤック 4	262, 760	1	Н9. 3. 31
		カヤック 4	427, 500	2	Н9. 3. 31
船車類	カヌー	シングルカヤック	112, 540	1	Н9. 3. 31
		ダブルカヌー	160, 110	1	Н9. 3. 31
		ダブルカヤック	230, 000	3	Н9. 3. 31

	ステッキホ゛ート	発艇員席用	606,000	7	Н9. 3. 31
		男子用シングルスカル	432,000	13	R1. 9. 19
		女子用シングルスカル	432,000	13	R1. 9. 19
		シンク゛ルスカル(軽量艇)	556, 500	7	H11. 3. 31
		シンク゛ルスカル(重量艇)	556, 500	3	H11.3.31
		シンク゛ルスカル(重量艇)	547, 960	4	H11.3.31
		ダブルスカル(重量艇)	1, 260, 000	7	H11. 3. 31
		男子用ダブルスカル	730, 080	13	R1. 9. 19
		女子用ダブルスカル	563, 760	13	Н31. 1. 11
	ボート	ナックルエイト	350, 000	1	Н9. 3. 31
		ナックルシックス	300,000	1	Н9. 3. 31
		ナックルペア	99, 000	1	Н9. 3. 31
		フィックス	500,000	1	Н9. 3. 31
		舵付フォア (軽量艇)	1, 627, 500	7	H11. 3. 31
		舵付フォア (重量艇)	1, 596, 000	2	H11. 3. 31
		舵付フォア (重量艇)	1, 627, 500	5	H11. 3. 31
		男子用クォドルプル	1, 595, 000	13	R2. 10. 21
		女子用クォドルプル	1, 595, 000	7	R2. 10. 21
		4 m×4 m 中間判定見	924 000	1	UO 2 21
		通し用	824, 000	1	Н9. 3. 31
		5 m×10m 発艇員席用	2, 575, 000	1	Н9. 3. 31
	台船(ポンツーン)	6 m × 5 m	980, 000	1	Н9. 3. 31
		6 m × 6 m	1, 895, 000	1	Н9. 3. 31
		ステアリング、マーカー用	1,000,000	-	
		6 m×6 m 中間判定用	1, 854, 000	1	Н9. 3. 31
		ニッサン CF−710 Ⅲ EX	2, 152, 700	1	Н9. 3. 31
	モーターボート	ヤマハ カタマラン CB 4	2, 113, 125	2	H11. 3. 31
		ヤマハ カタマラン CB 4	2, 228, 350	2	Н30. 1. 18
		ヤマハ カタマラン CB-4	2, 310, 000	2	H11. 3. 31
	作業艇	ヤマハ W-17AH	792, 000	2	R2. 11. 5
	ローイングエルゴメ	concept2 model-D	140, 400	10	Н31. 1. 31
教養及	判定台	ゴール判定台7段×7席	1, 200, 000	1	Н9. 3. 31
び体育		発艇員用審判席	1, 360, 000	1	Н9. 3. 31
器具類	審判席	判定員用審判席	500,000	2	Н9. 3. 31
	判定用ブザー	日本漕艇協会規格	80, 805	1	H11. 3. 31

雑器具	テント	発艇員席用(大)	120, 000	1	Н9. 3. 31	
類	<i>y</i> • 1	判定員席用(小)	85, 000	2	Н9. 3. 31	
<i>></i> **	電気メガホン	ナショナル WA260	341, 124	1	H11.3.31	
標本、						
美術品	模型	1 /200 スケールカ゛ラス	690,000	1	Н9. 3. 31	
類						
雑器具	脚立	ピカ HM-300		1	Н9. 3. 31	
類	はしご	ハセカ゛ワライトスライタ゛ー RX-64	46, 350	1	Н9. 3. 31	
	管 理 物 品 数 合 計					

【リース物品】

分 類	品 名	規格	数量	賃借開始年月日	備考
医療機	カルジ・オライフ 1		Н30. 10. 10	賃貸借先:	
器類	自動体外式除細動器 	AED-3100	1	пзо. 10. 10	ニットービスコム㈱

相模湖漕艇場管理運営業務の内容及び基準(仕様)詳細について

	新り20名及り基準(江塚)詳神について
対 象 項 目	対象機器等
1 管理運営業務の内容及び基準	b 消防設備点検 *** (*** *** *** *** *** *** *** ***
2 施設及び設備の維持管理に関す	消火器具 粉末(加圧式)10型 18本 強化(畜圧式)3型 1本
る業務	
(1) 保守管理業務-イー(7)	50FMFU3 55. 5E
b~hの点検対象となる機器詳細、	電動機東芝
	IKK
数量、メーカー等	自動火災報知設備 ニッタン㈱ 1994 年製
	受第 2-18-1 号
	形式 1PF2-nWS0
	非常警報(放送)設備 日本ビクター㈱ 1993 年製 K-50S
	誘導灯 三洋 3. 6V-1. 2Ah N3-SS
	93 年製
	避難口 20 基
	通 路 11 基
	防火設備ニッタン(株)
	受 2-8-1 号 1PF2¥15 WS15
	c エレベーター保守点検
	横浜エレベーター
	油圧間接式1台 乗用(車椅子兼用)11人
	(積載重量 750kg) 速度 60m/分
	1700 277 164 17 4 5 16
	d 及び e 電気工作物保守点検
	設備容量 135KwA 最大電力 96キロワット
	受電電圧 6,600ボルト
	非常用予備発電装置・蓄電池装置なし
	 f 空調機保守点検
	日立グローバルライフソリューションズ㈱
	パッケージエアコン RCID-GP36K1 ほか 22 台
	4-51-20-711-H
	g 自動ドア保守点検
	ナブコ社製 DS-41(D) 1台
	h 受水槽点検 24 ㎡ 2 基

2 管理運営業務の内容	及び其準	a	フロア清掃			
2 施設及び設備の				管理運営棟及び	が転声の気	(中五種)
る業務	がは付日生(に戻り)		5, 214. 50 III (自生医呂休及し	が延伸でクス	
	2 (1)	ı.	カ. ぷ1 注	担 (97比片按点	ラ 1 <i>中</i>)	10 572
(1) 保守管理業務				掃(3階応接氧	ÈⅠ垒/	12.57 m
a~gの各清掃箇所の	フ明惟な軋囲寺 (С	床ワックス掛		7010 10	2
			リックス547.	70㎡、石床洗汽	₱218. 40n	า์
		_	4 > 3 341			2
	C	d	窓ふき清掃			270. 00 m ²
			~: I I#\#\I¬			3 - ++
	€	е	受水槽清掃			24㎡ 2基
		c	→ .1. E E E 7 ^			
	1		害虫駆除	7 den		
				月部、1 F~3	Fフロア.	、事務室、
			ロビー、更衣	室、機械室)		
			ㅁ ૠ 갸!=		□ →	
	8	g	日常清掃	更衣室	男子	
					女子	
				シャワー室		
					女子	
				B1トイレ		
					女子	
				1Fトイレ		
					女子	
				障害者トイ	V	$2.80\mathrm{m}^2$
				2 F トイレ	男子	6. 72 m²
					女子	4. 75 m²
				3 F トイレ	男子	6. 72 m²
					女子	4. 75 m²
				外部公衆トイ	イレ	$40.42\mathrm{m}^2$

(想定) 指定管理料

本施設では、施設及び設備の利用料金を指定管理者の収入とする「利用料金制」を採用します。利用料金は神奈川県立相模湖漕艇場条例に定める上限額の範囲内で、知事の承認を得て指定管理者が定めることとなります。指定管理業務に要する総経費から、利用料金収入として見込まれる額を差し引いた額を指定管理料として提案していただくことになります。

県が積算した指定管理料の金額は次のとおりです。この金額を上回る提案については、**選外** とします。

(1) 指定管理料の上限額

総額: 316,625千円(消費税及び地方消費税10%を含む金額)

上記のうち 相模湖漕艇場分:98,870千円(上限額)

相模湖公園分 : 217,755千円(上限額)

年額:相模湖漕艇場分

【令和4・7年度】19,828千円(消費税及び地方消費税10%を含む金額)

【令和5・6・8年度】19,738千円(消費税及び地方消費税10%を含む金額)

相模湖公園分:43,551千円(消費税及び地方消費税10%を含む金額)

(「県立相模湖公園管理運営業務の内容及び基準の「参考資料 2 神奈川県立相模湖公園の想定収支」参照)

- ※ 指定管理料の提案に当たっては、公園分、相模湖漕艇場分<u>それぞれの上限額を超えな</u> い範囲でご提案ください。
- ※ 指定管理料の提案額は、各年度とも県が積算した金額(消費税及び地方消費税を含む 金額)を上限とします。
- ※ 審査項目「節減努力等」の評価は、提案された指定管理料の各年度の合計額により評価します。
- ※ 「神奈川県立相模湖公園及び神奈川県相模湖漕艇場 指定管理者募集要項【共通編】」 p24「10 管理に要する経費 (1)指定管理業務に係る経費」に示す計算式により、 項目「節減努力等」を評価します。一律満点となる提案額は次のとおりです。

総額: 253,300千円(消費税及び地方消費税10%を含む金額)以下

上記のうち 相模湖漕艇場分: 79,096千円(上限額)

公園分: 174,204千円(上限額)

※ 本施設の指定管理者への申請をご検討される際の参考にしていただくため、直近3年間の指定管理料及び利用料金収入実績を次のとおりお示しいたします。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
指定管理料	14,086 千円	14,086 千円	16,791 千円
利用料金収入	3,940 千円	3,072 千円	3,648 千円

注)消費税及び地方消費税を含む金額をもって指定管理料としますので、申請団体等は消費税 及び地方消費税を含む金額を提案してください。 ※ 参考:別紙5-1及び5-2「神奈川県立相模湖漕艇場(過去3年間の利用状況実績・料金収入実績)」

上記の金額は、

- 【①指定管理料=総管理経費-②駐車場収入-③利用料金収入】の①に該当する額です。
- ②駐車場収入に該当する額については、別冊「県立相模湖公園管理運営業務の内容及び基準」の「公園関係資料」を参照のうえ提案して下さい。なお、相模湖漕艇場には駐車場はありません。
- ③利用料金収入は相模湖漕艇場のみとなります。
- *1 上記に記載されている「①指定管理料」は、過去の管理実績をベースに算定した1年分の額で、提案の上限額(消費税10%込み)となります。
- *2 上記の①指定管理料の上限額には、以下のとおり、相模湖公園及び相模湖漕艇場の総管 理経費、利用料金収入が反映されています。

①指定管理料の上限額(総額)

- = 総管理経費(公園+漕艇場) 駐車場収入(公園のみ) 利用料金収入(漕艇場のみ)
- *3 なお、現管理者が再委託している業務及び委託金額については発注方法により差があり、 企業のノウハウも含まれています。したがって、再委託を予定する業務及び委託金額につ いては、必要に応じて提案して下さい。

(2) 光熱水費等(平成29年度~令和元年度) *相模湖公園は別添資料参照

(金額:千円)

費目	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	年度平均
電圧	使用量 (kw)	52, 859	52, 301	53, 027	52, 729
電気	電気料金	1, 504	1, 656	1, 648	1, 603
上下水岩	使用量(m³)	404	331	303	346
上下水道	上下水道料金	122	96	81	100
ガス	使用量(m³)	81	97	122	100
	ガス料金	38	46	69	51

神奈川県立相模湖漕艇場の想定収支

【令和4·7年度】

[収入]	(単位:千円)					
区分	金 額					
指定管理料	19,828					
利用料金収入	4,733					
収入合計	24,561					

[支出] (単位:千円)

小科目	金額	内訳	
		給与	10,484
人件費	11,961	通勤手当	224
		法定福利費	1,253
		旅費	19
		消耗品費	311
事務費	779	通信運搬費	128
		賃借料	119
		その他(広報費等)	202
		電気料	1,604
		水道料	94
		ガス	48
		簡易専用水道検査	19
		船舶検査手数料	20
		清掃料	248
		害虫駆除費	90
		自動ドア保守点検	101
		エレベータ保守点検	618
管理費	7,558	電気工作物保安管理	218
		消防設備点検	190
		事業ゴミ運搬処分費	15
		修繕費	393
		夜間警備委託	289
		競技艇メンテナンス等	102
		コース管理委託	2,324
		ブイ更新	875
		コース認定料	60
		建築基準法に基づく施設定期点検料	250
一般管理費	2,030	一般管理費	2,030
消費税	2,233	消費税	2,233
支出合計	24,561		

[収入] (単位:千円)

区分	金	額
指定管理料		19,738
利用料金収入		4,733
収入合計		24,471

[支出] (単位:千円)

小科目	金額	内訳	
		給与	10,484
人件費	11,961	通勤手当	224
		法定福利費	1,253
		旅費	19
		消耗品費	311
事務費	779	通信運搬費	128
		賃借料	119
		その他(広報費等)	202
		電気料	1,604
		水道料	94
		ガス	48
		簡易専用水道検査	19
		船舶検査手数料	20
		清掃料	248
		害虫駆除費	90
		自動ドア保守点検	101
		エレベータ保守点検	618
管理費	7,468	電気工作物保安管理	218
		消防設備点検	190
		事業ゴミ運搬処分費	15
		修繕費	393
		夜間警備委託	289
		競技艇メンテナンス等	102
		コース管理委託	2,324
		ブイ更新	875
		コース認定料	60
		建築基準法に基づく施設定期点検料	160
一般管理費	2,030	一般管理費	2,030
消費税	2,233	消費税	2,233
支出合計	24,471		

過去3年間の月別利用状況 施設名(相模湖漕艇場

															単位(人)
	区分	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		平成29年度	1,541	1,696	1,328	4,065	2,460	2,405	3,196	728	818	419	633	1,447	20,736
1	艇庫	平成30年度	1,793	1,382	1,582	1,856	1,795	2,255	1,211	623	1,242	390	645	1,736	16,510
		平成31年度	1,787	1,381	1,963	2,047	2,596	3,204	501	1,801	1,148	562	876	391	18,257
		平成29年度	28	23	33	51	29	29	11	16	9	3	0	11	243
2	カヌー	平成30年度	25	24	34	35	28	26	6	4	0	5	2	7	196
		平成31年度	37	59	51	59	35	36	3	1	0	0	1	8	290
		平成29年度	1,569	1,719	1,361	4,116	2,489	2,434	3,207	744	827	422	633	1,458	20,979
合 計	合 計	平成30年度	1,818	1,406	1,616	1,891	1,823	2,281	1,217	627	1,242	395	647	1,743	16,706
		平成31年度	1,824	1,440	2,014	2,106	2,631	3,240	504	1,802	1,148	562	877	399	18,547

過去3年間の月別利用料金収入

															単位(円)
	区分	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	艇庫	平成29年度	555,550	275,640	173,354	86,896	16,576	2,640	0	17,472	211,952	25,088	9,850	8,390	1,383,408
1		平成30年度	696,088	125,440	180,050	82,736	11,330	3,640	0	0	211,952	90,580	0	2,400	1,404,216
		平成31年度	804,762	327,952	286,816	74,400	115,412	44,894	2,400	1,680	1,400	0	18,860	0	1,678,576
	ボート等	平成29年度	151,083	179,371	165,262	783,169	168,370	285,243	309,143	84,075	90,806	44,805	85,399	210,704	2,557,430
2		平成30年度	133,841	156,996	201,084	197,502	208,057	245,087	126,357	74,385	120,354	23,173	29,138	151,830	1,667,804
		平成31年度	161,300	134,285	158,121	450,757	276,723	342,588	53,534	180,906	95,389	31,965	50,584	33,738	1,969,890
		平成29年度	706,633	455,011	338,616	870,065	184,946	287,883	309,143	101,547	302,758	69,893	95,249	219,094	3,940,838
	合 計	平成30年度	829,929	282,436	381,134	280,238	219,387	248,727	126,357	74,385	332,306	113,753	29,138	154,230	3,072,020
		平成31年度	966,062	462,237	444,937	525,157	392,135	387,482	55,934	182,586	96,789	31,965	69,444	33,738	3,648,466

施設名(

相模湖漕艇場)